

新潟県市町村総合事務組合市町村職員研修講師委嘱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村職員研修の講師の委嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講師の委嘱)

第2条 新潟県市町村職員研修所の所長(以下「所長」という。)は、新潟県内市町村、一部事務組合又は広域連合(以下「組合市町村等」という。)の長により推薦された職員を講師に委嘱する。

2 組合市町村等の長による推薦は、市町村職員研修講師推薦書(別記第1号様式)をもって行うものとする。

(講師の派遣)

第3条 所長は、講師に委嘱した職員に講義を依頼する場合には、所属組合市町村等の長に対して講師派遣依頼を、講師に対して講義担当依頼を書面で行うものとする。

(講師の旅費)

第4条 講師の旅行に要する経費は、新潟県市町村総合事務組合職員以外の者の費用弁償に関する条例(平成17年条例第7号)の規定により新潟県市町村職員研修所が負担する。

(講師の任期)

第5条 講師としての任期は設けないこととする。

2 講師に委嘱した職員が現職から異動した場合においても、講義担当依頼をすることができる。

3 講義担当科目、日時等の調整は、必要の都度、行うものとする。

(講師の担当研修及び担当科目)

第6条 職員が講師として担当する研修科目は、所長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 新潟県市町村総合事務組合市町村職員研修講師委嘱要綱(平成17年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

市町村職員研修講師推薦書

所属課名		職名	
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
職員経験年数			
推薦の理由			
以上のおおりに推薦する。 年 月 日			
			市町村長 印

担当科目（ ）